

所得税・住民税の確定申告日程表

| 受付 | | 午前9時～11時、午後1時～4時（税理士相談の地区割はありません） | | |
|----|----|-----------------------------------|--|-------|
| 月 | 日 | 曜日 | 地区別の日割 | 税理士相談 |
| 2 | 16 | 月 | 大字堤 | ◎ |
| | 17 | 火 | | ◎ |
| | 18 | 水 | | ◎ |
| | 19 | 木 | 大字坊所（井手口・桜ヶ丘団地・住宅地区・井手口住宅・井手口北住宅・中の尾団地・井手口団地・西新団地・みどりヶ丘・郡境・下津毛・下津毛団地・南住宅・下津毛住宅・中住宅・大和製罐社宅・住宅西） | ◎ |
| | 20 | 金 | | ◎ |
| | 24 | 火 | | ◎ |
| | 25 | 水 | | ◎ |
| | 26 | 木 | | ◎ |
| | 27 | 金 | 大字坊所（上坊所・学校前住宅・坊所住宅・下坊所・樺寺住宅・坊所団地・三上北・三上住宅・ヤクルト住宅・三上南・公務員住宅・西峰団地） | ◎ |
| 3 | 2 | 月 | | ◎ |
| | 3 | 火 | | ◎ |
| | 4 | 水 | | ◎ |
| | 5 | 木 | 大字前牟田 | ◎ |
| | 6 | 金 | | ◎ |
| | 9 | 月 | | ◎ |
| | 10 | 火 | 大字江迎 | ◎ |
| | 11 | 水 | | ◎ |
| | 12 | 木 | | ◎ |
| | 13 | 金 | 予備日 | ◎ |
| | 16 | 月 | | ◎ |

《注意》

- 記帳された帳簿書類等により収支内訳書を作成し、申告会場へお越しください。
- 国民健康保険の加入者は、収入がなくても必ず申告を行ってください。
(申告がないと軽減の適用を受けられない場合があります。)
- 公的機関が行う給付・手当・サービス等の中には、申告がないと受けられないものや、所得額や税額の証明が必要なものがあります。詳細はそれぞれの機関に確認してください。

《その他》

- 税理士相談では九州北部税理士会鳥栖支部会員税理士が相談を受け付けます。
ご希望の方は、アンケート用紙へご記入ください。
- 町職員が応対する相談申告では受付できる内容が限られます。
譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、死亡した人の確定申告（準確定申告）、過年度分還付申告、青色申告、消費税申告は税理士相談または税務署での申告となります。
ご協力の程よろしくお願ひいたします。